

外国証券情報

第一生命保険株式会社

米ドル建永久劣後特約付社債（利払繰延条項付）6.2%

1 発行者情報

- (1) 発行者の名称
第一生命保険株式会社
- (2) 発行者の所在地
- (3) 発行者の概要（発行者設立の準拠法並びに設立の目的、設立の根拠、法的地位及び設立年その他の事項）
- (4) 経理の概要

※（2）～（4）については下記 URL で「ディスクロージャー誌」をご参照ください。

<発行者その他これに準ずるものにより公表されているホームページ>

ホームページアドレス：<https://www.dai-ichi-life.co.jp/company/info/index.html>

2 証券情報

- (1) 有価証券の名称
第一生命保険株式会社 6.2% 米ドル建永久劣後特約付社債（利払繰延条項付）
- (2) 発行地及び上場・非上場の区分
発行地： ユーロ市場
上場市場： シンガポール証券取引所等
- (3) 発行日
2025年1月16日
- (4) 発行額
20億米ドル（2025年2月末現在）
- (5) 利率及び利払金の決定方法
① 2035年1月15日まで
固定利率： 年率6.2%（発行通貨ベース、税引前、ISMA-30/360）
② 2035年1月16日以降
変動利率： 5年米国国債+2.515%（発行通貨ベース、税引前、ACT/360）
（注） 極端に財務状況が悪化した場合等、利払繰延条項に従い、発行者の任意または強制的に利払金が支払われないことがあります。一旦、支払われなかった利払金は、次回以降に合算して支払われます。
- (6) 利払日
年2回（毎年1月16日及び7月16日 休業日に当たる場合は翌営業日）
- (7) 償還期限
なし
- (8) 繰上償還
以下の場合、発行者は金融庁の事前承認を含む規制要件に従うことを条件として、本債券を繰上償還することができる。
・2030年1月16日までは、法制度の変更、税制の変更、格付方法の変更など特別な事象が発生した場合に、発行済み本債券の全部を発行体の任意で額面金額で繰上償還させることができる。
・2035年1月16日以降は2170年1月16日までの5年毎に、額面金額発行済み本債券の全部を発行者の任意で償還させることができる。
- (9) 利払繰延
① 任意の繰延
発行者は、その単独の裁量により、当該利払日が (i) 強制利払延期日または (ii) 強制利払日に該当しない限り、利払日に、社債に発生した利息の全額の支払いを延期することを選択できます。
② 強制繰延
発行者は、利払日の基準日の5営業日前の時点で資本不足事象が発生し、継続してい

る場合、本社債に発生した利息の全額の支払いを延期する必要があります。

資本不足事象は、(i) 資本適正性条件が満たされていない、または社債の利息の支払いの結果として満たされない可能性がある場合、または(ii) 金融庁長官が、有効な保険業法および関連規制（後継法および規制を含む）、公告またはガイドラインに基づいて、発行者に対する規制資本要件に関する早期是正措置命令（早期是正措置）を発行した場合に発生します。

(10) 受託会社又は預託機関

受託会社： The Bank of New York Mellon

(11) 担保又は保証に関する事項

特になし

(12) 他の債務との弁済順位の関係

本社債権者は、第一生命株式会社の清算手続等において、上位債務に劣後し、優先株や他の劣後債の保有者と実質的に同順位となる範囲においてのみ権利を有する。また、普通株式に優先する。

(13) 発行、支払及び償還に係る準拠法

ニューヨーク州法

3 「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」第十五条第一項各号に掲げる場合への該当の有無

該当ありません。

永久劣後特約付社債の投資に関する主なリスクについて

※以下は本劣後債券の投資に関する主なリスクであり、リスクを網羅するものではありません。投資判断をされる際には、必ず契約締結前交付書面および投資確認書等をご確認ください。

【価格変動リスク】

本劣後債券の価格は、取引市場における需給関係、発行者の財務・経営・信用状況の変化、金融市場（金利およびクレジット市場等）の動向、その他の要因等により変動することから、投資元本を割り込む可能性があります。

【為替変動リスク】

本劣後債券は、外国為替相場の変動により、円に換算した利金の受取金額は変動します。また、売却時あるいは繰上償還時の円に換算した受取金額が、外国為替相場の変動の影響を受けることにより変動し、投資元本を割り込む可能性があります。

【信用リスク】

本劣後債券は発行者の経営・財務・信用状況の変化、あるいはこれらに対する外部評価の変化等によって価格が変動することにより、投資元本を割り込む可能性があります。なお、本債券の（付与されている場合の）証券格付または発行体格付が投機的格付（投資不適格債券）である場合（格付の見直しに伴い該当した場合を含む。）、投資適格債券と比較して信用リスクが高いといえます。

【利率変動リスク】

本劣後債券の利率は、当初一定の期間については固定利率となっていますが、それ以降は変動利率の適用期間となり、利率が市場金利の水準に連動して変動することを理解しています。

【流動性リスク】

本劣後債券の中途換金をご希望の際には、原則として当社を相手方として店頭市場における相対取引でご売却いただくこととなります。売却するにあたり、市況動向や売却金額によっては売却を希望する際に必ずしも換金できないこと、また、それにより損失拡大の回避ができずに不利益を被る可能性があります。また、売却できた場合でも、売却価格によっては、投資元本を割り込む可能性があります。

【利払繰延条項に関するリスク】

本劣後債券は、あらかじめ固定利率が示されていますが、それら利率の通りに支払われることが保証されているものではなく、発行者の業績をはじめとした財務・経営・信用状況等の変化等によっては、利払繰延条項に従い、発行者の任意で利金が支払われないことがあります。

【発行者による繰上償還リスク】

本劣後債券は、発行者が、初回コール日以降のあらかじめ決められたコールの権利行使可能日においていつでも、発行者の任意で償還させる権利を有しています。繰上償還価格は、発行価格（額面価格 100%。買付価格とは異なります。）となりますので、オーバーパーの価格

で買付している場合、償還金額（外貨ベース）が投資元本（同）を割り込む可能性があります。

【カウンターパーティーリスク】

発行体、支払代理人、預託機関、販売会社等に何らかの事由が生じることにより、利払金支払いの遅延、もしくは証券の中途売却に支障が生じる場合がございます。

お取引にあたってのご注意事項について

- ◎ 外国債券を募集・売出などにより、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。
- ◎ 既発債のうち、利付債のお取引にあたっては、経過利息の受け払いが発生する場合があります。
- ◎ 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用はありません。従ってクーリング・オフの対象になりません。
- ◎ お取引される有価証券が外国企業の発行する有価証券の場合、有価証券に係る外国会社届出書等が英語により記載される銘柄（英文開示銘柄）に該当する可能性があります。
英文開示銘柄の一覧は、以下の日本証券業協会のウェブサイトにてご確認いただけます。

<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>

Jトラストグローバル証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 35 号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【本資料のご利用にあたってのご留意事項】

- (1) 本資料は、金融商品取引法に従って作成したものであり、当該外国証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (2) 国内の金融商品取引所への上場が行われず、かつ国内において公募・売出しが行われていない外国証券については、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われていません。
- (3) 本資料は信頼できると考えられる資料等に基づき作成しておりますが、当該資料等に記載された内容の正確性・完全性について保証するものではありません。
- (4) 当該外国証券への投資にはリスクがあり投資元本が保証されるものではありません。投資の最終決定にあたっては、契約締結前交付書面をよくご確認の上、ご自身の責任で判断をお願いします。